

農家林家の林業労働について

問 水田 5ha と、除間伐などの手入れが必要な山林を持つ農家です。今までの山の作業は森林組合に任せていたのですが、息子に経営権を譲ったので、今年から山にいくらかでもいけるのではないかと思います。一般の農家林家の方が、林業に投入している労働の実態はどのようなになっているのでしょうか。 (上川 農家林家 A)

答 現在、一般に農家林家の多くは、保有山林の育林作業等に従事していないのが実情です。農家林を積極的に活用している人の労働配分について、お話しします。稲作農家の林業労働は、1人で行っている場合が主であり、従事者が世帯主か息子に経営権を譲った父親かによって、労働量、労働配分に大きな違いがありますので、この2つのタイプについて説明します。

() 農業の経営権を持つ主帯主が林業従事者の場合。(表上段) 本業である農作業に追われ、山林へ投下する労働量に限界があります。従って山林面積の大小、年齢構成のいかんにかかわらず、林業に従事する労働量は年間 30 人日以下になります。つまり多くても1ヵ月程度しか山に入れないわけです。従事する月は、11月から3月までの農閑期が中心です。

() 農業の経営権を息子に譲った父親が、林業従事者の場合。(表下段) 1年中、山に行く機会があるので()のタイプよりはるかに労働量は多くなる可能性があります。冬期間は労働量は減りますが、春、秋の山菜収穫時期には、林業の作業とあわせて山に行く回数も増えるようです。林業労働量は農業を後継者に任せられる度合に応じて多くなりますので、父親に安心して山に入ってもらおう環境作りが欠かせません。

さて、あなたの場合ですが、息子さんに経営権を譲りましたが、急に1年中、山に通えないでしょうから、当分は()のタイプを参考に、年間1ヵ月程度、山に行く計画を立てられた方が良いでしょうから、具体的な作業計画の例を示すと次のようになります。下刈りは6~7月、水田の除草と合わせて行くと良いでしょう。除間伐は農閑期の11~3月に行うと良いでしょう。作業道の整備されている場合は、農用トラクターなどを利用して作業にあたると効率的でしょう。また枝打ちは雪の固まった2~3月に、除間伐と並行して行くと良いでしょう。

農家林活用のためには、わずかな労力でも継続して山に入ることが大切であり、そのことが、将来的には農家経営の面でもプラスになります。ご自分の家庭の労力を考えて、無理のない計画を立ててください。 (経営科 加藤正人)

優良な農家林家の月別・自家労働投下量(58年度調査より)

(人日)

林業従事者	作業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
()	林業			1	1				5		3	6	10	26
世帯主	農業	40	60	32	20	24	31	48	10					265
()	林業	12	10	16	21	21	17	14	14	8	2	6	9	150
父親	農業	50	56	29	28	24	43	60	16					306